

つなげよう、やさしさのカタチ 広げよう、あいサポートの輪

同じ街に暮らす、たくさんの人々。

その中には、暮らしの中で誰かの助けを必要とする人も数多くいます。

例えば、体や精神に障がいのある人。障がいのある人は、日常の何気ない場面で、

誰かのちょっとした思いやりや助けがあれば、今よりもずっとイキイキと暮らすことができます。

一人ひとりがやさしさをカタチで表せたら、そしてみんなのやさしさがつながれば、

きっとこの街はみんなが気持ちよく暮らせる場所となります。

さあ、あなたもあいサポートの輪に入りませんか？

障がいについて理解しましょう

♥ 障がいは、誰にでも生じる可能性があります

♥ 障がいは多種多様で、同じ障がいでも一律ではありません

♥ 外見からは障がいのあることが分からない人もいます

♥ 適切なサポートがあれば、障がいのある人が活躍できることがたくさんあります

あいサポート運動に参加しましょう

あいサポート運動は、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月28日に鳥取県でスタートしました。

申込みをお待ちしています！

あいサポーター

様々な障がいの特性や障がいのある人が困っていること、必要な配慮などを学んでいただき、あいサポーターになっていただくために、あいサポーター研修を希望された企業や団体、自治会などに、研修講師を派遣しています。

あいサポート企業 あいサポート団体

職員向けに「あいサポーター研修」を開催する企業・団体を、「あいサポート企業・団体」として認定しています。あいサポート企業・団体は、県から送付する、あいサポートバッジ、あいサポーター研修用パンフレット、チラシなどを様々な場面で活用していただけます。

SUPPORTER

障がいのある人もない人も、チャンス・待遇は平等です

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的としています(平成28年4月1日施行)。

注意！ 障がいのある従業員、職員に対する事業主の義務については、障害者雇用促進法が適用されます。

この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは？

障害者差別解消法では、「障がいを理由とする差別」として、次の2つを定めています。

① 不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

【例】

□店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。

□スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。

※誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

② 合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

【例】

□災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。

□役所の会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者(※)	禁止	努力義務

※個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含まれます。

編集
発行

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
【電話】0857-26-7675 【ファクシミリ】0857-26-8136
【電子メール】:shougaiukushi@pref.tottori.jp

あいサポーター研修の申込み、あいサポート企業・団体の認定申請
その他あいサポート運動について、詳しくはこちらから▼

トリネット あいサポート運動 検索
URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/aisupport/>

● あいサポート運動リーフレット ●

あいサポートで こころ、つながる



障がいを知り、共に生きる

鳥取県